

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書を申請する方へ



事業概要

2026.4.1時点

平成26年1月に施行された「産業競争力強化法」に基づき、郡山市とが民間事業者が連携して創業を促進するために、国から「郡山市創業支援等事業計画」の認定を受けています。
郡山市特定創業支援等事業に基づく、「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」を取得するためには、郡山市が認定創業支援事業者（地域金融機関、NPO法人、商工会議所、商工会等）と連携して実施する創業セミナー等に参加し、一カ月以上の継続的な支援を受け「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4分野の知識を習得後、申請してください。

交付対象チェック

交付対象となるのは次の全てに該当する方です。

- ☐ **事業の4分の3以上を受講し、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4分野を習得した。**
- ☐ **現在事業を営んでいない個人で6カ月以内に開業する方、又は創業してから5年未満の個人事業主又は法人の代表者。**

※法人設立前に個人事業主として活動していた法人の代表者（法人成りした方）は、個人事業の開業届の開業日から5年を経過していなければ対象となります。

活用について

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、活用できる各種支援制度と注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 会社設立時の登録免許税の減免

対象者	創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合
軽減率	株式会社…資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（最低税額15万円の場合は7.5万円） 合同会社…資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（最低税額6万円の場合は3万円）
注意事項	(1)会社法人の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。 (2)設立登記を行う際には、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。 (3)特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。 (4)本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例

内容	無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。
留意事項	手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

3. 日本政策金融公庫による新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ

内容	新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です。
留意事項	(1)手続を行う際に、証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。 (2)本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができません。